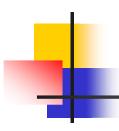


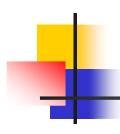
- ■公職選挙法による寄附の制限
 - ・寄附の定義(法第179条第2項)
 - ①金銭、物品その他の財産上の利益 供与又は交付
 - ②金銭、物品その他の財産上の利益 供与又は交付の約束



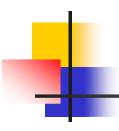
- 公職の候補者等の寄附の禁止 (法第199条の2、第249条の2)
 - 当該選挙区内にある者に対し、いかな る名義をもってするを問わず、禁止さ れており、罰則の対象となります。



- 公職の候補者等の関係会社等の寄附の 禁止(法第199条の3)
 - → 公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他法人等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義を問わずこれらの氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をすることは、禁止されています。



- 寄付禁止の例外
 - ①政党その他の政治団体にする場合
 - ②当該公職の候補者等の親族にする場合
 - ③当該公職の候補者等が専ら政治上の主義または施策を普及するために行う講習会その他政治教育等のための実費の補償



後援団体の寄附禁止①

- 後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義でも寄附をすることは、禁止されています。ただし、
 - ①政党その他の政治団体またはその支部
 - ②当該公職の候補者
 - ③後援団体の設立目的によって行う行事や事業は、禁止されません。



後援団体の寄附禁止②

■後援団体の設立目的によって行う行事や事業に対して行う場合であっても一定期間内に行われるものは、禁止されます。この場合の一定期間とは、任期満了の日前90日から当該選挙期日までの間。なお、資金管理団体が当該公職の候補者に対して行うものは禁止されません。

Q. 結婚披露宴の祝儀の供与はどうか?

A. 自ら出席するものは、寄附に当らない。 しかし、通常一般の社交の程度を超える と寄附の当たります。

- Q. 選挙区内の有権者の子供に寄附をしても よいか?
- A. 選挙権の有無にかかわらず、選挙区内の すべての人への寄附が禁止されています ので、子供に対しても寄附をしてはいけ ません。

Q. 選挙区内で開催する集会でお茶は出せる か?

A. 日常用いられる程度のお茶やお茶請け程度の菓子については、差し支えないがこれ以外の物は寄附に当ります。

Q. 日赤社費の支払は、寄附か?

A. 社員となるための最低限度額の500円は、会費なので寄附には当りません。ただし、500円を超えた場合、超えた部分は、寄附に当ります。

Q. 赤い羽根共同募金にお金を出せるか?

A. 本部又は支部がその公職者の選挙区内に ある場合は、寄附に当ります。

Q. 会費の定め方で、会長3万円、会員1万円とある場合、寄附に当るか?

A. 差を設ける合理的な理由がないので、差額の部分は、一般的に寄附に当ります。

Q. 会費制でない祝賀会に招待された場合において、出された料理代等に見合う実費程度の金銭は、出せるか?

A. 会費以外のお金は、出せません。会費で ないお金を出すことは、寄附に当ります。

Q. 支給された給与等の一部を返還するのは 寄附に当たるか? また、あらかじめ一部を放棄することは どうか?

A. いずれの場合も、寄附に当ります。このような場合は、あらかじめ条例等の改正をしておく必要があります。

Q. 駅舎建設に伴う建設費用に充てるための 議員有志(議員一同等)の費用負担は、 どうか?

A. 寄附に当ります。

Q. 花火大会に協賛金を出せるか?

A. 寄附に当ります。

Q. 選挙区内の氏子である神社や檀家となっているお寺の社殿や本堂修復のために寄附をすることはできるか?

A. 全氏子(檀家)が寄附をするという場合でも、選挙区内の人や団体への寄附はできません。

Q. 後援団体(後援会)が新築祝いを出すことはできるか?

A. 新築祝いは、寄附に当ります。

Q. 後援団体が選挙前の一定期間<u>以外</u>の期間 において、後援団体主催の研修会で会員 に通常用いられる程度の食事を提供でき るか?

A. 後援団体の設立目的による行事等に関するものであれば差し支えありません。

Q. 町内会の役員が町内(選挙区内)の政治家に寄附を求めることはできるか?

A. 出来ません。また、威迫して寄附を求めることは、さらに厳しい罰則が科せられます。